

新潟市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び
撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、令和6年能登半島地震（以下「災害」という。）により新潟市内において損壊した家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第22条に規定する廃棄物として自らの費用で解体及び撤去（収集、運搬及び処分を含む。以下同じ。以下「自費撤去」という。）を実施した者に対して、民法（明治29年法律第89号）第702条に基づき、自費撤去に要した費用を予算の範囲内で償還（以下「償還」という。）する上で必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 被災家屋等 被災建築物及び被災工作物等をいう。

(2) 被災建築物 災害により損壊した個人住宅、分譲マンション、賃貸マンション（中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条に規定する中小企業者又はこれに準じる公益法人等（以下「中小企業者等」という。）が所有するものに限る。）、事業所等（中小企業者等が所有するものに限る。）であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 災害による被害の程度が半壊以上（全壊、大規模半壊、中規模半壊又は半壊であることをいう。）であることを証明するり災証明書又はこれに準じる書面の交付を受けたもの
イ アに掲げるもののほか、生活環境保全上の支障の除去のためにやむを得ず取り壊す必要があったと市長が認めるもの

(3) 被災工作物等 被災建築物と同一の敷地内に存した門扉、塀その他の工作物及び立木であって、被災建築物と一体的に解体及び撤去を行わなければ、被災建築物の解体及び撤去ができなかったと市長が認めるものをいう。

(償還の対象)

第3条 この要綱の規定に基づく償還の対象は、被災家屋等の自費撤去であって、次のいずれかに該当するものとする。

(1) 令和6年1月1日において当該被災家屋等を所有していた者又はその委任を受けた者（以下「所有者等」という。）と解体及び撤去を行う者（以下「解体業者」という。）との契約が令和6年3月31日までに締結されたもの。

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの。

2 被災家屋等の基礎部分については、地上部分及びこれに相当する部分（地上部分の解体及び撤去と一体的に解体及び撤去が行われる部分をいう。）に限り、償還の対象とする。

3 被災家屋等の一部を対象とした解体及び撤去は、償還の対象としない。

(対象者)

第4条 償還を受けることができる者は、被災家屋等の自費撤去を行った所有者等（法人においては中小企業者等に限る。）とする。

(償還金の額)

第5条 償還金の額は、市長が別に定める基準額を基礎として積算した額と前条に規定する対象者が第3条第1項に規定する解体業者に支払った額のいずれか低い額とする。

(申請)

第6条 償還を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、自費撤去に係る費用償還申請書（様式第1号）に別表に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- 2 前項の規定による申請をする者は、申請書を提出する際に自動車運転免許証その他本人確認できる身分証明書等を提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による申請の受付期間は、別に定めるものとする。

(審査等)

第7条 市長は、前条第1項の規定に基づく申請があった場合において、その内容を審査し、当該申請に係る償還を決定したときは、償還金交付額決定通知書（様式第8号）により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の審査の結果、償還が不相当と決定したときは、償還金不交付決定通知書（様式第9号）により申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、申請書類の審査に必要がある場合には、現地調査その他必要な調査を行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 申請者が、やむを得ない理由により償還の申請を取り下げる場合は、次条に規定する請求を行う前に償還申請取下書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、償還の決定後に前項に規定する申請取下書が提出されたときは、取下承認書（様式第11号）を当該申請者に通知するものとする。

(償還金の交付請求等)

第9条 第7条第1項の規定により、償還の決定を受けた者は、同項の規定による通知があった日の翌日から起算して30日を経過する日までに、次に掲げる書類を市長に提出するものとする。

- (1) 被災家屋解体費償還請求書（様式第12号）
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

- 2 市長は、前項の請求があり、償還金の交付が適当と認められる場合は、償還金を交付するものとする。

(償還決定の取消し等)

第10条 市長は、償還の決定を受けた者が虚偽の申請その他不正な手段により償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったときは、償還の決定の一部又は全部を取り消すとともに、既に償還金が交付されたものについては、その一部又は全部の返還を命ずるものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附則

この要綱は、令和6年2月16日から施行する。

別表（第6条関係）

	区分	書類	その他の要件
1	申請者全員が提出しなければならない書類	り災証明書又はこれに準じる書面(市長が発行したものに限る。)	写しも可とする。
		被災家屋等の登記事項(建物)全部事項証明書	未登記の場合は、固定資産税評価証明書又は名寄帳を提出すること。 申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
		申請者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
		解体及び撤去した被災家屋等の一覧	様式第2号により提出すること。
		被災家屋等の写真(解体前・工事中・撤去後)	解体前については、被災家屋等の全景及び撤去した対象の状態が特定できるものを提出すること。
		撤去に係る契約書、経費の内訳が分かる書類及び代金の領収書の写し	契約書がない場合は、契約締結の確認書(様式第3号)を提出する。
		マニフェストE票の写しその他廃棄物が適正に処理されたことが確認できる書類	
	この表に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類		
2	代理人が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	委任状	様式第4号により提出すること。
3	共有者(相続手続中の者を含む。)の代表者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	共有者及び相続人全員(代表者を除く。)の償還申請に係る申出及び同意書	様式第5号により提出すること。
		共有者及び相続人全員(代表者を除く。)の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
4	抵当権等が設定されている被災家屋等の所有者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	権利設定者全員の被災家屋等の解体及び撤去に係る同意書	様式第6号により提出すること。

	らない書類		
5	法人格を持つ中小企業者及び公益法人等の代表者が申請手続を行う場合に提出しなければならない書類	法人の登記事項証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。
6	所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続人間で協議を行い自費撤去した建物の相続人が決定しているときに提出しなければならない書類	遺産分割協議書	撤去する被災家屋等の相続人が明らかになっているもの。
		遺産分割協議書に押印している相続人全員分の印鑑登録証明書	
		所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
		相続人全員分の戸籍謄本	遺産分割協議書に記載されている者が相続人全員であることが分かるものに限る。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は不要とする。
7	所有者が死亡し、相続人が申請手続を行う場合であって、相続の協議が完了していないが、相続人全員が被災家屋等の自費撤去に同意しているときに提出しなければならない書類	相続人全員（申請者を除く。）の被災家屋等の解体及び撤去に関する同意書	様式第5号
		相続人全員分の印鑑登録証明書	相続人全員分。
		所有者が死亡していることが分かる書類	除籍謄本、戸籍謄本、死亡検案書等
		相続人全員分の戸籍謄本	同意書を提出している者が、相続人全員であることが分かるものに限る。ただし、所有者の除籍謄本等と重複する部分は、不要とする。
8	申請者が所有者と異なる場合	償還申請に係る申出及び同意書	様式第7号により提出すること。 被災家屋等の所有者（共有者等がいる場合はその代表者）から同意を得て提出すること。
		上記の同意をした被災家屋等の所有者の印鑑登録証明書	申請時点においてその交付の日の翌日から起算して3月以内のものに限る。

備考 書類は、原則として令和6年1月1日以降に発行された原本を提出すること。

様式第1号（第6条関係）

自費撤去に係る費用償還申請書

年 月 日

（あて先）新潟市長

申請者（被災家屋等の所有者又はその委任を受け、解体業者と契約した者）

申請者	住所 〒		
	フリガナ 氏名		実印
	生年月日	電話	
	資本金 円	従業員数	人
申請代理人	住所 〒		
	フリガナ 氏名	印	電話
	申請者との関係 <input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子 <input type="checkbox"/> 親 その他（ ）		
連絡先	※決定通知等の送付先 <input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請代理人と同じ <input type="checkbox"/> その他（ ）		
	住所 〒		
	フリガナ 氏名	電話	

以下の被災家屋等について、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、自らの費用で解体及び撤去したので、解体及び撤去に要した費用について償還を申請します。

解体及び撤去した被災家屋等の概要

所在地	<input type="checkbox"/> 申請者住所と同じ <input type="checkbox"/> 異なる 所在地（ ）
種類	<input type="checkbox"/> 住宅 （棟数 棟） <input type="checkbox"/> 倉庫・物置 （棟数 棟） <input type="checkbox"/> その他（ ） （棟数 棟）
り災証明書又はこれに準じる書面	<input type="checkbox"/> り災証明書（全壊・大規模半壊・中規模半壊・半壊） <input type="checkbox"/> り災証明書に準じる書面（全壊・半壊） （証明書番号： ）
所有者	<input type="checkbox"/> 申請者と同じ <input type="checkbox"/> 申請者以外にいる 氏名（ ）
撤去の状況	(1) 契約日 年 月 日
	(2) 解体業者の連絡先
	事業者名
	所在地
	電話番号
	(3) 解体業者に支払った費用の総額 円
備考	

※申請者が法人の場合は、氏名欄に法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印し、資本金及び従業員数を記載してください。

償還申請に係る申出及び同意

1 償還申請を行うにあたり、以下の点について申し出ます。

- (1) 申請に係る被災家屋等の解体及び撤去について、当該被災家屋等のすべての権利関係者の同意を得ていること。
- (2) 本申請に関する一切の事務を申請者が行うことについて、当該被災家屋等の所有者（所有者、共有者、相続人）の同意を得ていること。

2 償還申請を行うにあたり、以下の点について同意します。

- (1) この申請書及びその添付書類について、事実と異なる記載があり、それにより新潟市に損害が発生した場合には、申請者が責任をもって賠償すること。
- (2) 償還の対象は、原則、り災証明書又はこれに準じる書面（市長が発行したものに限る。）の被害状況が全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊の認定を受けたものであり、被害状況が確認できないものについての自費撤去は償還の対象とならないこと。
- (3) 被災家屋等の自費撤去に関して新潟市が申請者に支払う金額は、新潟市が定めた基準に照らし、被災家屋等の撤去のために必要と認められる費用に限られることから、撤去業者への支払金額を下回ることがあること。

※本件申請に係る家屋解体は家屋所有者による事務管理と解し、その費用を市が償還する（民法第702条）ものであり、家屋所有者の債務を引き受けるものではありません。

- (4) 権利等に関して紛争が生じた場合は、申請者（所有者と異なる場合は、申請者及び所有者）の責任において解決すること。
- (5) 申請書提出の際に提示された運転免許証など本人確認ができる書類を市が複写すること。
- (6) 市が償還に関する事務を行うため、当該被災家屋等の固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供すること。
- (7) 償還に関する事務を行うために収集した個人情報を見新潟市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- (8) 新潟市及びその委託を受けた者が現地を確認するために敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

申請者氏名（自署）

実印

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

様式第2号

解体及び撤去した被災家屋等の一覧

(あて先) 新潟市長

申請者

住 所		
フリガナ 氏 名		実印
生年月日	年 月 日	
電話番号	()	—

私は、生活環境保全上の支障の除去及び二次災害の防止を図るため、下記の被災家屋等を解体及び撤去しました。

記

1 解体及び撤去した被災家屋等の所在地、名称

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

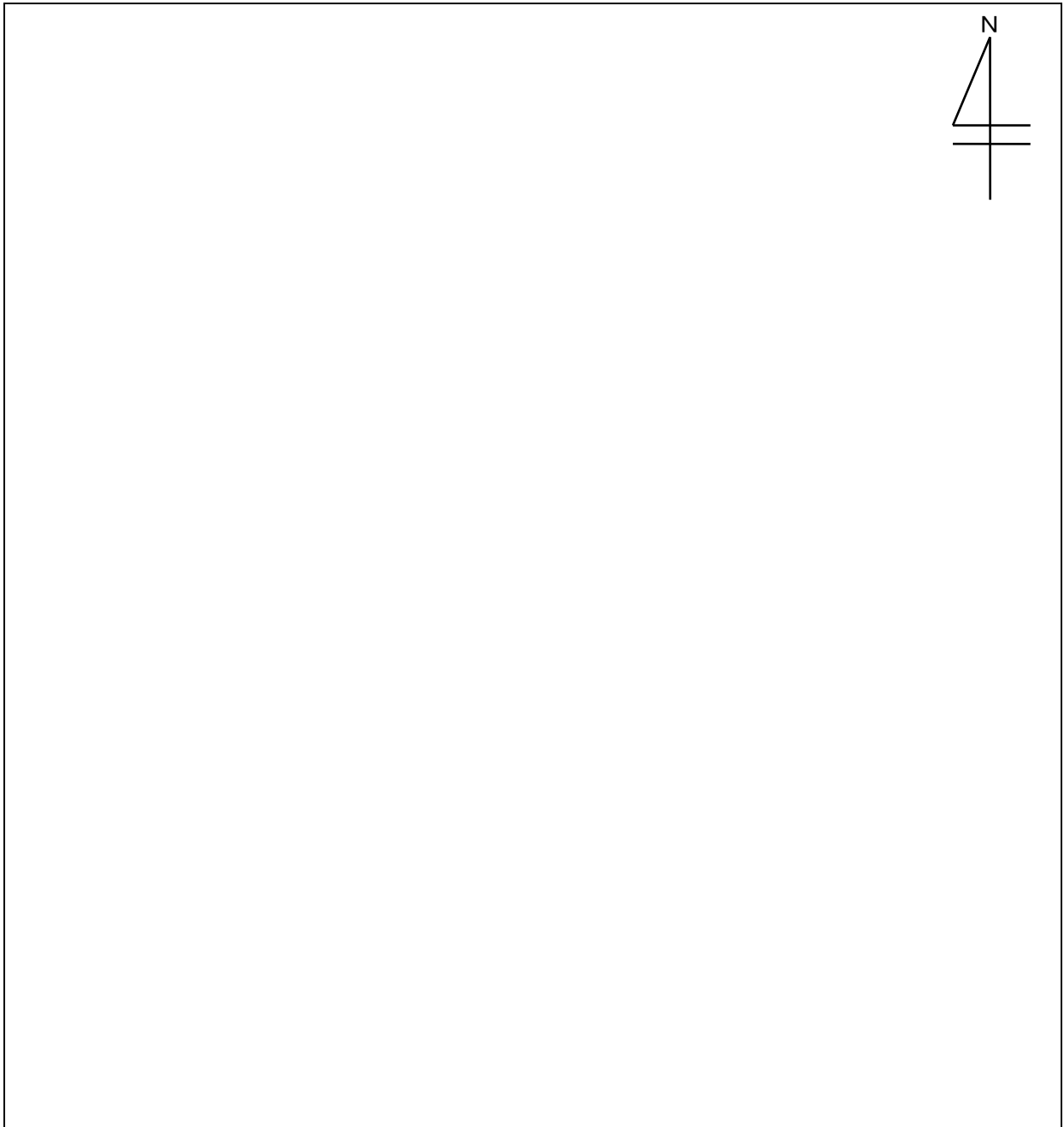
※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

2 解体及び撤去した被災家屋等の詳細

	被災家屋等	床面積	構造
1	(住宅、事務所、倉庫等を記載してください)	3階： m ²	造
		2階： m ²	造
		1階： m ²	造
		合計： m ²	
2	(住宅、事務所、倉庫等を記載してください)	3階： m ²	造
		2階： m ²	造
		1階： m ²	造
		合計： m ²	
3	(住宅、事務所、倉庫等を記載してください)		

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

配置図



【作成上の注意】

- 1 枠内の方位に従って、枠内に敷地全体が収まるように記載してください。
 - 2 敷地内の家屋等は解体及び撤去によりなくなったものを含め全て記載してください。
 - 3 解体及び撤去した家屋等には「撤去」と記載してください。
 - 4 解体及び撤去を実施していない家屋等には「未撤去」と記載してください。
 - 5 建物には、「住宅」、「事務所」、「倉庫」等の名称及び階数を記載してください。
- ※この様式を参考として、別の書式で提出することも可能です。

契約締結の確認書

年 月 日

申請者

住所(所在地)

氏名

実印

私は、下記のとおり、令和6年能登半島地震により損壊した被災家屋等の解体及び撤去に係る契約を締結しました。

記

1 契約の締結日（令和 年 月 日以前に限る。）

令和 年 月 日

2 契約金額（消費税込み）

円

3 被災家屋等

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

4 契約の受託者（解体業者）

住所(所在地)

会社名

代表者名

代表者印

電話番号

※申請者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

委任状

年 月 日

(あて先) 新潟市長

委任者

住 所

フリガナ

氏 名

実印

生年月日

年

月

日

電話番号

()

—

私は、次の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

受任者

住 所

フリガナ

氏 名

電話番号

()

—

記

- 1 私が自らの費用で解体及び撤去した次の被災家屋等の償還に係る申請書及びこれに添付することを要する書類を新潟市に提出すること。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

- ※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。
- 2 上記1の申請書類に不備がある場合に、当該申請の補正又は取下げをすること。
- 3 上記1及び2のほか、当該申請に関して必要な一切の権限に関すること。

※委任者の印は、印鑑登録証明書と同じ実印を押してください。

委任者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

様式第5号

被災家屋等の自費撤去に係る費用償還の申出及び同意書（共有者・相続人）

年 月 日

（あて先）新潟市長

同意者	住所 〒	
	フリガナ 氏名	実印
	電話	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

私は、（共有・相続）する次の被災家屋等（持分 / ）に係る償還申請に関して、下記のとおり同意します。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者_____が新潟市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。
- 2 権利等に関して紛争が生じた場合は、私の責任において申請者とともに解決すること。
- 3 市が償還に関する事務を行うため、当該被災家屋等の固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供すること。
- 4 償還に関する事務を行うために収集した個人情報を新潟市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 5 新潟市及びその委託を受けた者が現地を確認するために敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

様式第6号

被災家屋等の自費撤去に係る費用償還の申出及び同意書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

同意者	住所 〒	
	フリガナ 氏名	実印
	電話	

※同意者の印鑑登録証明書を添付してください。

同意者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

次の被災家屋等について、申請者 _____ が新潟市に償還を申請すること及び償還金を受領することについて同意します。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	
被災家屋等の所有者	
設定した権利	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

設定した権利欄は、当該被災家屋等に関して設定した権利を記載してください。

被災家屋等の自費撤去に係る費用償還の申出及び同意書（所有者）

年 月 日

（あて先）新潟市長

所有者	住所	〒	
	フリガナ 氏名		実印
	電話		

※所有者の印鑑登録証明書を添付してください。

所有者が法人の場合は、法人名、代表者名を記載し、代表者印を押印してください。

私は、所有する次の被災家屋等に係る償還申請に関して、下記のとおり同意します。

被災家屋等の所在地	
被災家屋等の種類、 名称、棟数	

※被災家屋等の所在地欄は、登記事項証明書に記載されている地番を記載してください。

記

- 1 申請者_____が新潟市に償還を申請すること及び償還金を受領すること。
- 2 権利等に関して紛争が生じた場合は、私の責任において申請者とともに解決すること。
- 3 市が償還に関する事務を行うため、当該被災家屋等の固定資産税・都市計画税の評価及び賦課に関する情報について、必要な範囲で閲覧、照会及び提供すること。
- 4 償還に関する事務を行うために収集した個人情報を新潟市から委託を受けた者が業務実施のために用いること。
- 5 新潟市及びその委託を受けた者が現地を確認するために敷地内に立ち入り、必要な調査を行うこと。

償還金交付額決定通知書

様

新潟市長 印

令和 年 月 日付で申請のあった被災家屋等の自費撤去に係る費用の償還について、新潟市令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱第 7 条第 1 項の規定により、下記のとおり交付額を決定したので通知します。

記

	管理番号	
1 償還金交付決定額		円
2 被災家屋等の所在地	新潟市 区	

交付の条件は、以下のとおりです。

- (1) 被災家屋解体費償還請求書（様式第 12 号）を、通知があった日の翌日から起算して 30 日を経過する日までに、市長に提出すること。
- (2) 要綱の規定に違反したとき、虚偽の申請又は不正な手段によって償還を受けようとし、又は受けたことが明らかになったとき、法令等に違反していることが判明したときは、償還の決定を取り消すとともに、既に交付されたものについては返還を命ずることから、これに従うこと。

【問い合わせ先】
〒951-8550 新潟市
新潟市環境部
TEL :

償還金不交付決定通知書

様

新潟市長 印

令和 年 月 日付で申請のあった被災家屋等の自費撤去に係る費用の償還について、下記の理由により不交付と決定しましたので、新潟市令和6年能登半島地震に係る被災家屋等の撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

管理番号 _____

被災家屋等の所在地 _____

※不交付とした理由

【問い合わせ先】
〒951-8550 新潟市
新潟市環境部
TEL :

様式第 10 号

償還申請取下書

年 月 日

(あて先) 新潟市長

	住所	
申請者	氏名	実印
	電話番号	

令和 年 月 日付けで行った償還の申請について、下記のとおり申請を取り下げます。

記

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の種類、名称、棟数

様

新潟市長 印

取下承認書

令和 年 月 日付で提出のあった償還申請取下書は、新潟市令和 6 年能登半島地震に係る被災家屋等の解体及び撤去を既に自費で実施した者への費用償還に関する要綱第 8 条の規定により承認しましたので下記のとおり通知します。

記

- 1 被災家屋等の所在地
- 2 被災家屋等の種類、名称、棟数

被災家屋解体費償還請求書

(宛先) 新潟市長

申請代表者

住所

(フリガナ)

氏名

実印

電話

令和 年 月 日付け新 第 号をもって償還金交付額決定通知のあった事業について、下記のとおり請求します。

請求額			百万			千			円

振込先										
金融機関名					支店名等					
預金種目	普通・当座		口座番号							
フリガナ										
口座名義(注)										

(注) 原則、申請代表者名と口座名義が一致すること。